

[事案 27-298] 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

責任開始期から 3 年以内の自殺は免責事由に該当するとして支払拒否されたが、被保険者は、精神的に異常な部分が見られ、正常な判断力がなかった状態で死亡したので、免責事由に該当しないなどと主張して、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 24 年 8 月に契約した終身介護保障保険について、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、精神的に異常な部分が見られ、正常な判断力がなかった状態であったので、約款に定める免責事由の「自殺」には該当しない。
- (2)被保険者は、殆ど食べ物は食べられず、かつ、自然に尿が出ないため、時間を決めて自己導尿が必要であるなど、普通に生活できる状態ではなかった。
- (3)被保険者は、子供（当時 5 歳）のために歯科医院を開業する予定であった。通常であれば、幼い子供をおいて自殺するとは考えられない。

<保険会社の主張>

死亡当日ないし直近における被保険者の異常行動の具体的エピソード等が確認できないこと、被保険者は浴室で大腿部を自傷後、2 階寝室のクローゼットの中で自殺行為に及んでおり、遺書も残されていることから、被保険者が、死亡時に「自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱した状態」であったとはいえ、約款に定める免責事由の「自殺」に該当するため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき、審理を行った。なお、申立人の意向を踏まえ、事情聴取は行っていない。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)自殺した際に、被保険者に精神障害があった可能性は否定できないものの、精神障害によって自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減弱していたとまでは認定することはできない。
- (2)この点を判断するには、診療記録の取り寄せ、担当医師や被保険者の周囲の人物の証人尋問、専門医師の鑑定等が必要となるが、裁判外紛争解決機関である当審査会においては、第三者の証人尋問や鑑定手続等を行うことはできない。したがって、本件は裁判手続において解決することが妥当であると思料する。